

総社市訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表（第13条関係）						別表（第13条関係）					
1 略						1 略					
2 財務に関する事項						2 財務に関する事項					
事 項	副市長	総務部長	財政課長	合 議	摘 要	事 項	副市長	総務部長	財政課長	合 議	摘 要
略						略					
13 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に關すること。	1,000万円以上	<u>200万円</u> 以上1,000万円未満 主務部長	<u>200万円</u> 未満 主務課長	契約検査課長 <u>200万円</u> 以上は財政課長		13 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に關すること。	1,000万円以上	<u>130万円</u> 以上1,000万円未満 主務部長	<u>130万円</u> 未満 主務課長	契約検査課長 <u>130万円</u> 以上は財政課長	
略						略					
3及び4 略						3及び4 略					
備考 略						備考 略					

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。